クリーン２１長谷山余剰電力売却仕様書

１．概　　要

（１）適用範囲

本仕様書は、城南衛生管理組合クリーン２１長谷山（以下「クリーン２１長谷山」という。）が供給する余剰電力の売却について適用する。

（２）件　　名　　クリーン２１長谷山余剰電力売却

（３）供給場所　　京都府城陽市富野長谷山１の 270

（４）発電設備　　定格出力 4,900kW　１基

（５）供給電気方式等

ア　電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧　　標準電圧 20,000V

ウ　周 波 数　　60Hz

エ　本　　線　　１回線

（６）供給地点

供給場所におけるクリーン２１長谷山の特高受電室の関西電力㈱の 20,000 ボルト地中引き込み線立上り電纜終端箱である。

２．売却仕様

（１）契約方法　　単価契約

（２）発電認定設備

当該発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）における再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けていない再生可能エネルギー発電設備（非ＦＩＴバイオマス発電）であり、再生可能エネルギー電気以外の余剰電力の量は、毎月発注者が測定するバイオマス比率に応じて算定する。

（３）再生可能エネルギー発電設備の区分

バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

（４）予定売却電力量　　7,737,479 kWh（詳細は添付資料②）

（５）予定バイオマス比率　　38％

（６）供給期間　　令和８年４月１日０時から令和９年３月３１日２４時まで

（７）契約条項　　別紙のとおり

３．その他

（１）停電期間について

この契約の期間において、定期検査による発電機の停止期間は、令和８年６月４日から６月２３日、９月５日から９月２４日、令和９年１月１２日から３月８日を予定している（詳細は添付資料①を参照）。

その他、令和８年６月４日から６月２３日の期間内において、計量法に基づく計

量器の取替等による停電を予定している。

（２）非化石電源価値

この契約において売却するバイオマス発電の電力は、非ＦＩＴ非化石電源から発電される電力である。バイオマス電力量と併せて、非化石電源価値を提供する。

（３）系統連系受電サービス料金の取扱い

①系統連系受電サービス料金（以下、発電側課金）について、一般送配電事業者との間に、代理回収業務委託契約を締結している受注者を通じて支払うものとする。

②　受注者は、受注者から発注者へ支払う毎月の電力量料金に加えて発電側課金の相当額を発注者へ支払うものとする。

③　発注者は、発電側課金について、前項の規定に基づく支払いがある度に発注者から受注者に支払い、その都度、受注者から一般送配電事業者に支払うものとする。

④　受注者は、発電側課金、延滞利息および契約超過金を発注者から受領し、一般送配電事業者に引き渡す業務を一般送配電事業者があらかじめ定める支払期日まで無償で受託するものとする。

⑤　発電側課金については、受注者から発注者へ支払われる毎月の電力量料金と相殺するものとする。

（４）バイオマス比率の報告

バイオマス比率については、毎月、発注者が受注者へ報告する。

（５）電力料金の計算式

次のア～ウの合計とする。なお、各時間帯の区分については、「クリーン２１長谷山余剰電力売却契約書」に基づくものとする。

ア　「昼間時間帯電力量×昼間時間帯電力量の料金単価」より算出した金額から１円未満の端数を切捨てした額

イ　「夜間時間帯電力量×夜間時間帯電力量の料金単価」より算出した金額から１円未満の端数を切捨てした額

ウ　「重負荷時間帯電力量×重負荷時間帯電力量の料金単価」より算出した金額から１円未満の端数を切捨てした額

（６）提出書類

受注者は、次のア～ウに示す様式に必要事項を記入し、翌月１５日（ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）を遵守して、発注者に提出する。

ア　　電力量計量値内訳（●月分）

イ　　余剰電力計量値のお知らせ

ウ　　発電側課金内訳書

（７）添付資料

添付資料 - ①　令和８年度クリーン２１長谷山運転計画（案）

添付資料 - ②　令和８年度月別予定売却電力量

添付資料 - ③　令和５年度、令和６年度月別売却電力量実績

添付資料 - ④　令和６年度売却電力量実績（３０分値）

添付資料 - ⑤　バイオマス比率実績

添付資料 - ⑥　（提出書類 ア）電力量計量値内訳（●月分）

添付資料 - ⑦　（提出書類 イ）余剰電力計量値のお知らせ

添付資料 - ⑧　（提出書類 ウ）発電側課金内訳書